

# フレンズジム通信

2018年 3月号

## 【受給者証が発行されるまで…】

フレンズジムのサービスは児童福祉法に基づいて提供されている「障害児通所支援」です。そして、そのサービスを受ける際に必要なのが、「受給者証」です。

では「受給者証」はどのようにして発行されるのでしょうか？

↓ 以下は現在の一般的な流れの説明です ↓

① サービス利用事業所を決めます。(決まらない場合には②で探すところから相談できます。)



② 療育センターや民間の相談支援事業所で、相談支援員さん(ケースワーカーの場合も有)と一緒に、お子さんの生活状況や必要としている支援に応じた、「障害福祉サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」を立てます。この計画には、曜日ごとの週間計画も立てられており、どんな支援を何日利用するのかも記載されます。



③ 「障害福祉サービス等利用計画書」が、受給者証を発行する行政機関(区役所)へ提出され、計画に基づいた日数での支給決定の後、受給者証が発行されます。



④ 受給者証が手元に届き、サービス利用開始となります。

## 【連絡事項】

※平成30年4月以降に下校時間や送迎希望場所に変更が出る場合は事業所までお知らせください。

※受給者証の期限をご確認ください。更新されましたら事業所までご提出ください。



あれれ？②に心当たりがないなあ…  
という保護者の方も多と思います。

それは、受給者数に対して相談支援事業所数が足りていない現状から、横浜市が一時的な対応として「意向確認書」という簡易な書式での支給決定を行ってきたからなのです。

しかし、この「意向確認書」も次年度までで廃止となります。

横浜市も、1年後の受給者証の更新から、②のように相談支援事業所に計画相談支援を受けるか、利用者本人や保護者の方が主導して立てる「セルフケアプラン」にて、区役所に支給決定をしてもらうことになる予定です。



今後、周辺地域にも障害児相談支援事業所が増えていくようです。「セルフケアプラン」もわかりやすい書式ではありますので、サービスの種類が限定されている場合には、立てやすいです。何種類かの障害福祉サービスを受ける方や、ライフステージに応じた適切な支援プランを探していきたい方は、相談支援専門員さんと一緒に立てていく事をお勧めします。